

障害福祉サービス事業者 物価高騰等対応支援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格や電気・ガス料金、食材費等を含む物価高騰の影響を受けながらも障害福祉サービス等を継続して提供する事業者に対し、経費負担軽減を目的に、運営に要する費用の一部を補助する。

【申請方法】

申請書類はホームページからダウンロードも可能です。また、事業所連絡会に登録している市内事業所にはメールにて送付します。必要事項をご記入の上、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送にてご提出ください。

【補助対象者】 (以下の3点すべてに当てはまる事業者)

1. 西東京市内に事業所を有する障害福祉サービス等事業者
2. 申請時点で事業者の指定があり、西東京市民に対し障害福祉サービスを実施している
3. 令和4年4月から令和4年6月までの各月において、西東京市が支給決定する方に対し障害福祉サービスを実施する事業者

【補助上限額】

	サービス種別	補助額
区分1	施設入所、共同生活援助(複数ユニット)、生活介護、短期入所	1事業所当たり 90 万円
区分2	共同生活援助(単独ユニット)、就労継続支援(B 型)、就労移行支援、自立訓練(生活訓練)、児童発達支援、放課後等デイサービス	1事業所当たり 40 万円
区分3	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、移動支援、生活サポート、日中一時支援、保育所等訪問支援	1事業所当たり 20 万円
区分4	計画相談支援	1事業所当たり 5 万円

【補助対象経費】

令和4年1月から12月の間に支出した経費から令和3年1月から12月の間に支出した経費を引いた差額。

例) 燃料費(ガソリン、灯油など)、電気・ガス、食材、物品(印刷用紙、トイレトペーパー、消毒液など日常的に使用するもの)

※エアコン、パソコン等の備品に関するものは含みません。

【申請期限】

令和5年1月31日まで

【振込スケジュール】

申請内容確認後、決定処理を行い、順次指定の口座へお振込みをいたします。

【留意事項】

- ・申請は、法人単位でしてください。複数の事業所を運営している場合は、まとめて1件の申請書で提出してください。補助金の額は事業所の区分と数により算定します。
(※相談支援事業は重複を除きます。)
- ・介護事業所等を運営している場合、「西東京市介護保険等高齢者関係事業者物価高騰等対応支援事業費補助金」も併せて申請することが申請できます。ただし、同じ支出内容に二重に補助金を充てることはできません。
- ・利用者の負担金を値上げするなど、物価上昇に対する補填を利用者負担に転嫁対応をすでに行っている場合は、補助金交付対象外となる可能性がありますので、事前に担当までお問い合わせください。
- ・実績報告の際に、補助対象経費の支出が補助金の交付額より少ない場合は、全部又は一部の補助金額を返還していただきます。
- ・この補助金に関して不明な点は、別添の質問票により、メールまたはFAXでお願いします。
- ・市外に所在する事業所は、西東京市が支給決定する方にサービスを提供していても対象外となります。
- ・対象経費に係る証拠書類（領収書等）については、提出を求める場合がありますので、5年間は必ず保管してください。

障害福祉課 障害者支援係：山中・松崎
TEL：042-420-2804 FAX：042-466-9666